

# 潜在保育士再就職準備金

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与事業 申請の手引き



※再就職準備金は、無利子でお貸しする貸付金です。なお、未就学児を持つ保育士に対しては、保育料の一部貸与金を併用してお貸しすることができます。

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒920-8557

石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階

TEL: 076-224-1212 FAX: 076-222-8900

ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp>

## < 申請方法 >

- 1 申請の前に「潜在保育士再就職準備金・未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与要綱」を必ずお読みください。不明な点がございましたら、石川県社会福祉協議会（以下、県社協）まで、お問い合わせください。
- 2 申請に必要な書類は、下記のホームページよりダウンロードするか、県社協へ連絡し、取り寄せてください。

県社協ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp>



- 3 申請書類を準備し、申請期限までに、県社協へ提出してください。（郵送可）

### ※申請期限について

保育士として新たに採用が決定した日（勤務開始日ではありません）から30日以内に申請してください。ただし、採用が決定した日から勤務開始予定日までに30日以上の間がある場合には、勤務開始日までとします。

### 申請書類

提出の前に書類がそろっているか確認してください

- ① 貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）※記入例を参考にしてください
- ② 採用証明書（第2号様式）<sup>※1</sup>  
または、採用通知書、雇用条件通知書等の、申請者が保育士として週20時間以上の勤務条件で新たに採用が決定したことが確認できる書類の写し（採用決定日、勤務開始日等がわかるもの）
- ③ 個人情報の取扱同意書（第3号様式）
- ④ 申請者の住民票<sup>※2・4</sup>  
発行から3か月以内のもの
- ⑤ 保育士登録証の写し
- ⑥ 未就学児の保育料が確認できる書類（保育料の一部貸与金利用の場合）<sup>※3</sup>
- ⑦ 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し<sup>※2</sup>  
運転免許証、住民票
- ⑧ 連帯保証人に所得があることを証明する書類の写し  
給料明細（申請月の直近1か月分）、年金振込通知書等

- ※1 再就職先の事業所に「採用証明書」(第2号様式)の記入を依頼してください。事業所が発行した採用通知書や雇用条件通知書を提出する場合は、週20時間以上の勤務条件がわかる内容で、氏名、再就職先、採用決定日、職種、勤務開始日など、「採用証明書」(第2号様式)と同様の記載があるか確認してください。
- ※2 「申請者の住民票」および「連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し」に記載の住所と現住所(「申請書兼利用計画書」に記入された住所)が一致しない場合、申請はできません。
- ※3 保育料納付通知書写しを(毎年5月末・11月末)提出していただきます。
- ※4 転居を予定している方が転居前に申請する場合、転居前の住民票に加え、転居後に、新しい住所の住民票も提出していただきます。

#### 4 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒920-8557

石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階

TEL: 076-224-1212

FAX: 076-222-8900